

## 第2次那覇市観光基本計画策定支援（調査）業務委託仕様書

### 1 業務名

第2次那覇市観光基本計画策定支援（調査）業務

### 2 目的

本市では魅力的な観光交流都市を目指し、平成27年に那覇市観光基本計画（以下「現行基本計画」）を策定し、観光振興を進めていくための指針としての役割を担っていたが、2020年初め頃からは新型コロナウイルス感染症の影響により、那覇観光を取り巻く環境が大きく変化したため、本市観光関連産業への支援や誘客活動など、観光回復を牽引する観光施策の当面の方向性を示した、那覇市コロナ期観光回復戦略（以下「コロナ回復戦略」）を令和3年に策定し、観光回復に特化した取り組みをすすめている。

本業務は、コロナ期からの回復期、そして中長期的な視点を取り入れ、各世代のニーズ・価値観の変化を踏まえつつ、那覇観光を取り巻く環境変化や将来の見通し（需要予測）を整理し、那覇観光の在り方について検討を行うものである。令和5年度は基礎調査を実施し、現状・課題の把握とそれら解決の方向性の検討を行いつつ、将来像を含めた第2次観光基本計画（以下「第2次観光計画」）の骨子案を策定するものである。

### 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

### 4 提案上限額

10,560,000円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案上限額を示すものである。

### 5 業務内容

#### (1) 基礎的調査

現行基本計画策定後の観光客の動向、地域の現状変化を把握するため、新型コロナウイルス感染症拡大後における観光トレンドや価値観の変化などを踏まえた調査を実施すること。

具体的には、市民や事業者、観光客等那覇観光に関わるステークホルダーに対する調査、その他那覇市観光審議会からの提案に基づく調査・研究を行い、課題と対策を検討する。なお、MICE誘致やマリンレジャー、デジタル技術を活用した新たなコンテンツの観光振興における可能性や経済波及効果の調査などを必須とする。

※ 効果的な調査の対象、調査項目、調査方法や分析方法は受注者より提案を求める

こととする。実施にあたっては那覇市観光審議会で協議を踏まえ、必要に応じて調査事項を追加することとするが、提案上限額の範囲で実施できる内容とし、最終的には協議で決定する。

※ 調査・分析には市や国・県などの既存の調査報告書等を収集・分析し、活用すること。

【那覇市観光審議会からの提案に基づく調査の参考例】

(例) 観光振興による地域経済への波及効果

宿泊施設・飲食店等への地元食材等の利用度

土産品店への県内企業製造商品の取扱率の把握

RESAS 等ビッグデータを活用した地域経済の現状把握 など

(2) 現行基本計画及びコロナ回復戦略における施策検証及び総括

本市の現行基本計画及びコロナ回復戦略における取組について、計画期間中の那覇観光を取り巻く環境変化（空港などインフラ整備・観光トレンド等）と比較し検証及び総括を行うこと。

なお、本市が取りまとめる a.現行基本計画施策評価及び b.回復戦略進捗評価を本市の取組として活用すること。提供時期は、a.は令和5年4月頃、b.は令和5年7月頃を予定。

(3) 那覇観光の将来見通しの検討

国、県、OCVB や関係機関等の本市に関わる各種調査結果や事業者調査等を基に、今後の那覇観光の未来予測（観光需要、宿泊・観光施設立地動向、国際航空路線拡大によるインバウンドの変化など）を行うこと。

(4) 那覇市観光の課題及び今後の方向性の整理

(1)～(3)の調査を踏まえ、那覇市観光に関する現状と課題、今後の方向性を整理する。なお、那覇市観光の課題に対する解決策として、観光DXを使用した解決の方向性も整理すること。

(5) 関連計画等の把握と第2次観光計画の基本的事項の整理

国（観光ビジョン実現プログラム）や県（第6次沖縄県観光振興基本計画）の関連計画や観光に関係する施策、本市の第5次那覇市総合計画や各種関連計画等を踏まえ、第2次観光計画の基本的事項（世界・国・県の動向、背景、関連計画との位置付け、役割等）を整理する。

また、国内外や他市町村の最新動向や情報についても調査する。

(6) 第2次観光計画骨子案の策定

(1)～(5)を踏まえ、第2次観光計画の計画期間を検討し、発注者と協議のもと、第2次観光計画の将来像・方向性を含めた第2次観光計画骨子案を策定すること。

(7) 観光推進本部の運営支援（年1回 実施時期11月頃）

第2次観光計画策定に向けた骨子案について、庁内組織である那覇市観光推進本部において審議・検討を行う。その際、次の事務について支援することとし、詳細については、双方調整のうえ決定する。

- ① 「(1)基礎調査」結果等についての説明
- ② 第2次観光計画骨子案の説明
- ③ 上記に係る配布資料作成・印刷、議事録作成を行う。

(8) 観光審議会の運営支援（年3回 実施時期4～5月頃に1回、12月下旬～2月上旬頃に2回）

第2次観光計画策定に向けた基礎調査や骨子案について、那覇市附属機関の設置に関する条例に基づく「那覇市観光審議会」において審議・検討を行う。その際、次の事務について支援することとし、詳細については、双方調整のうえ決定する。

- ① 第1回：調査項目等についての検討
  - ② 第2回：調査報告を踏まえた第2次観光計画骨子案の説明
  - ③ 第3回：第2回の意見を踏まえた第2次観光計画骨子案の説明
- ※ 上記に係る配布資料作成・印刷、議事録作成を行う。

(9) 調査報告書の作成

(1)～(8)を踏まえ、調査報告書を作成する。

6 成果品の提出

(1) 提出期限：令和6年3月29日

(2) 成果品

- ① 第2次観光計画骨子案 10部
- ② 調査報告書 10部
- ③ その他

電子媒体により上記①、②及び集計データ等の成果品を提出する。

7 業務実施にあたり留意すべき事項

- (1)業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても実施すること。
- (2)調査の実施及び骨子案のとりまとめにあたっては、本市と十分協議し実施すること。
- (3)原則として毎月1回、観光課担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせ内容の記録を受託者にて行い、打ち合わせから1週間以内に発注者と共有すること。

## 8 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

## 9 受託者の責任

受託者は次の事項に留意すること。

- (1)業務において知り得た秘密は他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2)定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3)本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4)本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

## 10 費用負担

本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むものとする。

## 11 不良個所の修正作業

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

## 12 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定するものとする。

以上